

東京学芸大学基金 海外短期プログラム等参加支援事業
2026（令和8）年度 募集要項【参加学生用】

1 事業趣旨・目的

本学では、グローバル化により生じる教育課題に対応する力を持った教員・教育支援者を養成することを目的として、海外留学を推奨し、そのために本学学生を対象とした様々な海外留学支援事業を実施しております。

その一環として、本事業では、東京学芸大学基金を活用して海外協定校等で実施される短期プログラムの参加費用等の支援を行っております。

本事業は、支援をとおして、本学学生の海外短期プログラムへの参加を促すとともに、本学学生の長期海外留学への関心を高めることを目的として、実施しております。

2 対象となるプログラム

- (1) 「学生の短期派遣及び外国人留学生の受入によるグローバルキャンパス構築とグローバル教育人材育成プロジェクト実施委員会」が企画・主催して実施する海外短期留学プログラム
- (2) 「キャンパス・アジア推進室」が企画・主催または協力して実施するプログラム
- (3) 本学協定校等において実施される海外短期（31日以内）プログラム（別表参照）
- (4) 国際戦略推進本部が認める短期海外留学プログラム

*（4）については、5日間以上（往復の渡航に係る期間は含みません）のプログラムを対象とし、国際戦略推進本部において本事業の目的に合致するプログラムであるか審査の上、支援の対象を決定します。本支援事業の対象となるかどうかは、学芸ポータル「お知らせ」などで各プログラムの募集案内時に周知します。

3 支援の対象学生

本学に在学する正規生（学部生、大学院生（修士課程、教職大学院、博士課程）、専攻科生）とします。

*プログラム参加時点で休学期間中の者は支援の対象としません。

*プログラム参加にあたり JASSO 海外留学支援制度による奨学金を受給する者は支援の対象としません。

*本学に在学する正規生であっても、現に在留資格「留学」の外国人留学生が母国の大学のプログラムに参加する場合など、本事業の目的である「海外留学の第一歩」となる参加であると認められない場合は支援の対象としません。

4 支援額

1回の支援額は 50,000 円 とします。ただし、8日間未満（往復の渡航に係る期間を除く）のプログラムは支援額からから2割を減じた金額とします。

5 支援総額

2026年度 400万円（予定）

※予算上限に達した時点で申請を締め切ります。

6 申請方法・期限

下記の申請期限までに、様式1「東京学芸大学基金 海外短期プログラム支援申請書」及び「債主データ登録票」を国際課に提出してください。

支援対象プログラム実施期間	申請期限
2026年4月1日～ 2027年3月31日	原則として、各プログラム開始の1週間前 <u>ただし、2027年2月以降に実施のプログラムは、 2027年1月末までに申請してください。</u>

7 参加報告等

6にて申請をした学生は、参加プログラムの終了後、下記の書類をプログラム終了日から2週間以内（ただし2027年3月実施プログラムは3月中）に、国際課に提出してください。

- 「東京学芸大学基金 海外短期プログラム等参加報告書」（様式2）
- プログラムに参加した証明書類（修了証のコピー等）

参加報告書等の提出を受けた後、債主登録データ票に記載された金融機関に支援金額の振り込みを行います。

8 その他

- (1) 本事業による支援は、本学学部在学中及び大学院在学中に各1回までです。過去に支援を受けたことのある学生は申請できません。
- (2) 海外の学会発表参加を目的としたものは、本事業の対象としません。大学院教育学研究科教育研究奨励事業、連合学校教育学研究科研究奨励事業等の活用を検討ください。
- (3) 本事業による支援を受けた学生には、留学説明会での発表や本学発行のパンフレットへの寄稿など、派遣留学促進のための行事や取組みにご協力をお願いすることがあります。

9 お問い合わせ・書類提出先

学務部国際課短期留学係【中央2号館（旧S棟）3階】

電話：042-329-7728

E-mail：ryugaku2@u-gakugei.ac.jp